**別紙①**

古河市スポーツ功労者表彰基準

（趣旨）

１．この基準は、スポーツ功労者の表彰について必要な事項を定める

ものとする。

（表彰対象者）

２．表彰対象者は、個人においては、市内在住・在勤・在学者及び市内

の小学校、中学校出身者であり、団体においては、半数以上が市内

在住・在勤・在学者であり、次に該当するものとする。

（１）全国大会出場者

　　全国大会とは、地区予選会を経た全国大会であり、かつ、公益財団

法人日本スポーツ協会（加盟団体含む）及び文部科学省所管団体が

主催又は主管する大会であること。

（表彰候補者の推薦）

３．前項の規定に該当する場合、児童及び生徒については、その在籍

する学校長が、体育団体に属する者については、団体代表者が、別紙、

｢古河市スポーツ功労者推薦書｣を作成し、指定期間までに市長（古河

市役所教育部スポーツ振興課扱い）に推薦するものとする。

（受彰者の決定）

４．表彰の決定は、前項の規定による推薦に基づきスポーツ振興課を

経て市長が決定する。

（表彰の方法）

５．表彰は、市が行うスポーツ行事等の会場において市長が行うものと

する。ただし、特に事情があるときは、その他の席上で行うことが

できる。